

《商工会事業活動報告》

★地域経済動向調査事業

双海中山地域は、少子高齢化の進行や若年層の都市部への流出等により人口減少が著しく、地域経済が縮小していく厳しい現状を鑑み、双海中山商工会では地域の現状を把握するため消費動向調査及び事業承継等調査を地域住民の協力を得て実施しました。この事業を通して地域の課題等を見つけ出し今後の商工会活動及び計画に活かしていきます。

地域経済動向調査

調査員数等 350（双海143名・中山200名・不明7名）

地域で買い物をするのに品揃えが悪く、単価が高いことを不満に思っている消費者が多く隣接する旧市内や地区外の大型スーパー・ドラッグストアで買い物をする消費者が多い調査結果となった。

事業承継調査

調査員数等 個人49社、法人16社（167社調査）回答率38.9%

多くの事業者は、自分の代で廃業を考えており継続したいと考える事業者は6人に1人に留まる調査結果となった。

調査結果の詳細は、本会のホームページ〔<http://futaminakayama.com/>〕をご覧ください。

★事業継続力強化支援計画認定

近年、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が多発していることから、小規模事業者の事前の備え、事後の早期復旧を計画的に支援するために伊予市及び伊予商工会議所と連携し会員事業を支援していく計画を策定し、愛媛県知事の認定を令和3年3月1日に受けました。

内容は、下記のアドレスを参照してください。

<https://www.pref.ehime.jp/h30300/documents/iyohutamikeikaku.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策関連等施策

○新型コロナウイルス対策貸付

・日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど業況が悪化している方（別枠8,000万円）

設備資金：20年以内（据え置き5年以内）

運転資金：15年以内（据え置き5年以内）

—各種経営支援補助金—

◆小規模事業者持続化補助金＜全国商工会連合会＞

小規模事業者が新規顧客等を獲得するため店舗改装、インターネット販売を強化するなど、ビジネスモデルの転換を図る費用の一部を支援します。

【対象者】 小規模事業者

【補助額】 事業に要した費用の2/3（上限額50万円）

【スケジュール】 公募開始中 6月4日（金）応募締め切り

◆事業承継補助金＜事業承継補助金事務局＞

事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の世代交代を通じた我が国経済の活性化を図ることを目的に支援します。

◆中小企業等事業再構築促進事業補助金概要＜株式会社パソナ＞

中小企業等が新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組み、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件を満たす企業の新たな挑戦を支援します。

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5%）以上増加の達成

【通常枠】 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

この補助金については、3月下旬公募開始予定です。

主な補助金（助成金）の概要を記載していますが、詳細につきましては商工会にお問い合わせ下さい。

マル経融資（小規模事業者経営改善貸付）

日本政策金融公庫では、商工会長の推薦を受けた小規模事業者に対する無担保、無保証の融資を実行しています。

〔融資枠〕 2千万円

〔返済年数〕 運転資金 7年 設備資金 10年

※伊予市中小企業制度資金利子補給を受けることができます。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すするには、どんなものがあるの？

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

制度の特長

1 経営者のための
退職全制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は
全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も
税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。